

●国際活動センターからのお知らせ

報告者：国際政策研究部部長 高橋 展弘

「特許法条約加入に対する意見書」提出について

特許法条約（Patent Law Treaty<sup>1</sup>、PLT）は、出願日の認定要件の緩和、出願手続き等の簡素化及び容易化、手続期間に間に合わなかった場合の救済、代理の義務づけ事項の緩和などを締約国に義務付けており<sup>2</sup>、平成 26 年 10 月 17 日に開催された産業構造審議会知的財産分科会第 9 回特許制度小委員会<sup>3</sup>においては、特許法条約への加入に当たって必要となる措置が検討されています。

日本弁理士会は、日本は世界最高水準の手続の利便性を備えた制度の設計及び運用により世界をリードすべきであり、また、特許制度は代理人を排除した形で設計されるべきではないとの基本的考えに基づき、特許委員会及び国際活動センター国際政策研究部において取り纏めた「特許法条約加入に対する意見書」を、平成 26 年 12 月 3 日付で特許庁に提出しました。

意見書では、特に、PLT 第 7 条(2)(a)(i)<sup>4</sup>に関して、特許制度を縁の下で支える代理人団体として、日本特許庁の業務の安定性及び特許出願人の適切な保護を担保するための特許法第 8 条（在外者の特許管理人）の改正を希望する旨を述べました。

また、PLT 第 12 条(1)(iv)<sup>5</sup>に関して、平成 23 年及び平成 26 年特許法改正で導入された「正当な理由」という要件は、最高裁判所第一小法廷平成 18 年 4 月 20 日判決<sup>6</sup>（平成 17(行ヒ)9）に鑑み、従前の「責めに帰することができない理由」と同様に解釈される恐れがあるのではないかとの当会の懸念を表明しました。

更に、PLT 第 11 条(1)及び(2)<sup>7</sup>に関して、特許庁が、PLT 第 11 条(1)の規定に準拠するため、指定期間の経過後であっても一定期間内に限り、請求によりその手続を行うことを可能にする方針であるのに対して、当会は、一般的に PLT 第 11 条(2)「手続の継続」を導入することが、より一層ユーザーフレンドリーの立場から望まれるとの意見を表明しました。

以上

<sup>1</sup> [http://www.wipo.int/treaties/en/text.jsp?file\\_id=288996](http://www.wipo.int/treaties/en/text.jsp?file_id=288996)

<sup>2</sup> [http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/plt\\_120620.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/plt_120620.htm)

<sup>3</sup> [http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/tokkyoseido\\_menu.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/tokkyoseido_menu.htm)

<sup>4</sup> 「締約国は出願日確保のための出願手続に関して代理人の選任を要求することができない」旨を規定する。

<sup>5</sup> 状況に応じた相当の注意（due care）が払われたこと、又は締約国の選択により、故意でないことが官庁により認定されることを条件として、締約国は、官庁が出願人又は権利者の権利を回復することを規定しなければならない。

<sup>6</sup> 「国税通則法 65 条 4 項にいう「正当な理由があると認められる」場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいう。」と判示した。

<sup>7</sup> 官庁によって定められた手続期間を経過した場合であっても、手続を行う機会の喪失を回避するため、その期間の経過後一定期間内の請求により、当該手続期間を延長すること(第 11 条(1))又は当該手続の処理の継続(同条(2))のいずれかの救済措置を導入することを義務づけている。